

## 監修のことば

この度、酒田市指定有形文化財（昭和38年3月指定）の『弘采録』（139巻）が広く公開されることになったことは誠に喜ばしい限りである。

『弘采録』は、庄内藩士池田玄斎（安永4年(1775)生。名は禮孺(れいじゅ・あやのり)。）が眼疾・聾疾など多病の身の上ながら、嘉永5年(1852)に78歳で没するまで、およそ50年余の長きにわたって書き記した随筆集である。

眼疾のため御用御免保養の命を受けたのは寛政6年(1794)の20歳の時である。病氣療養のため空しい日々を送らざるを得なかったが、その寂しさを紛らわそうとしたのか、26歳の折り闘病生活の侘しい思いや、中国・日本の書物を読んで古人を友として過ごしたことなどを『窓濃燈火まどのともしび』に書き綴った。

これを契機に玄斎は30歳の頃から読書を生きがいとし、そこから感懐を書き記すということを人生の目標に据えて、執筆生活に入ることを決意したのであった。

こうして書き留められたのが『弘采録』であるが、いつ頃から書かれたものであるかは今もって定かではない。今後の研究の成果がまたれるところである。ただ巻12に「文化12乙亥の孟夏」(1815)と書き記されているところを見ると、この頃までに12冊は既に書き上げられていたということにはなろう。玄斎41歳の時である。

書かれている内容は実に多岐にわたっており、全139巻中に1,500余の事柄が採り上げられている。国学（古事記・日本書紀・万葉集など）・文学（詩歌・随筆など）・漢学（諸子百家など）・蘭学・書画・工人・人物評論（数百人ほど）・野史（民間編集の歴史書）・自作の詩歌・随筆・地域に関する事柄・地誌・故事来歴など誠に広範なものである。

これは玄斎が26歳の時「花も紅葉も散はてゝいつしか冬籠のころにもなりぬ（中略）老の足のたどたどしけれハとに角見ぬ世の人を友とするより外に葉もなく橘枝直(たちばなえなほ)の歌に

物おもひ奈きを心の友として

住みはてゝみん蓬生のおく　これやおのれもおなじたくひならましと身にしみて覚ゆ」（弘采録67）と記したように、多くの本を読み、それについて書き綴ることを生涯の唯一の支えと決めて読書に勤しんだ結果に外ならない。こうした生活は76歳まで続けられるのである。

このように、多方面にわたる膨大な記録とも言うべき随筆集は、寛政12年(1800)頃から嘉永3年(1850)頃に及ぶもので、近世末の歴史や事象・世相・人物などを知る上での貴重な史(資)料ともなるものである。

加えて『弘采録』に書かれている内容は読書に基づくものばかりではなく、玄斎の知友が京都や江戸・長崎などで学んで国元の庄内に帰り、彼らが提供し

た土産話などの情報に基づいて書かれたと思われる内容も多く含まれている。

こうしたことも『弘采録』の内容に深みと信憑性をもたらして、史(資)料として価値の高いものになったことは確かである。

こうした史(資)料として価値の高い『弘采録』を求めて酒田市立光丘文庫を訪れる学者・研究者・郷土史家などは多い。

一方、当酒田市の文化財でありながら、これが一部研究者に利用されるだけで、一般の方々の目に触れることは殆どない。よしんば繙いたとしても古文書を読み解くことは簡単ではない。これでは貴重な文献も書庫に眠るだけである。

翻刻本(パソコン画像)をとおして今後研究者は勿論のこと、市民の方々にも大いに活用されることを望んで止まない。

最後に、翻刻に当り、古文書勉強会「温習会」(代表 平野助松氏)の方々、正確を期して緻密かつ丹念な調査をしてこられた光丘文庫古典籍調査員、ならびにパソコン入力にご尽力下さったの方々に対し心からの感謝と御礼を申し上げて緒言とします。

平成18年4月1日

前田 博

監修者

佐々木 金三

## 凡 例

1. 史(資)料としての価値を損なわないようにするために、原本に忠実に翻刻することを旨として監修した。原本の中には個人ならびにその末裔に関わると思われる筆記もあるが、人権保護の観点から、特定される人物については不利益を被るようなことがないかどうかを慎重に考慮して対処した。
2. 文中には、現在では用いてならない差別用語が度々出てくる。しかし、当時の社会風潮・人々の意識、考え方がどのようなものであったかを知る上で、「史(資)料」としての観点から割愛できないことばであると判断し原文のまま載せることにした。
3. パソコン入力に当り、次の方針に基づいて編集した。
  - (1) 翻刻とは原本のままの形・内容で復刻することであるが、パソコンによる入力のため打ち出す漢字には制限がある。そのため、常用漢字1, 9

4 5 字ならびに表外漢字 4 8 8 字・第 1 水準漢字 1, 0 2 0 字・第 2 水準漢字 3, 3 9 0 字の文字を用いることにした。

- (2) 第 2 水準まででない漢字については、カナまたは第 2 水準までの漢字に置き換えた。
- (3) 古体字・異体字・略体字などは現代通行の漢字に改めた。
- (4) 入力不能の漢字・解読不能の文字は□で表記し、音・訓のわかるものについては、□の中に音読みの音又は訓読みの訓を、オン・くんと表記した。
- (5) 一般的な文章は第 2 水準までの漢字を用いることにした。ただし、固有名詞（冠称も含む）・書名・地名・漢文は原本に基づいた漢字を用いるように努めたが、現在では使用されなくなった難しい漢字は第 2 水準までの漢字に置き換えた。
- (6) 原文の中での誤字・当て字などは原則としてそのまま入力した。

#### 4. かな表記については次のようにした。

- (1) 変体仮名はひらがなに改めた。
- (2) 助詞の「ニ・ハ」は原則として「に・は」と表記した。
- (3) カタカナの「ミ・ツ」は原則として「み・つ」と表記した。
- (4) 原文の仮名遣いが現行の仮名遣いと異なる場合でも、表記は原文のままにした。

#### 5. 文字・句読点・記号については次のようにした。

- (1) 文字の濁点・半濁点は、原文に表記されていない限り、任意の濁点・半濁点は付けなかった。
- (2) 句読点は原文の表記に従い、任意の句読点は付けなかった。
- (3) 記号はかなに変換したものもある。

#### 6. くずし字については次のようにした。

- (1) くずし方の紛らわしい文字は、字画を変えたり省いたりしないで正字（通行の文字）に直した。
- (2) くずし方の違っていると思われる文字は（正字）と表記した。

#### 7. 漢文については、訓点を省略して白文にした。

また、漢文で入力不能の漢字が多い場合は、漢文ありと表記した。

#### 8. その他

- (1) 原本にある挿絵は、すべて割愛して絵ありとした。
- (2) 書の写しは書ありと表記したものと絵ありと表記したものがある。
- (3) 朱筆、貼り紙については、表記を省略した。